

母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

沖縄県

(令和7年4月1日時点)

資金の種 類	貸 付 対 象 等		貸 付 限 度 額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期限	利 率
事業開始資金	母子家庭の母子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	個人 3,580,000円 団体 5,370,000円 (注)複数の母子家庭の母等が共同して起業する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする。		1 年 7年以内	据置期間経過後 7年以内	連帯保証人あり →無利子 (注2)(注3)
事業資金継続	母子家庭の母子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業(母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	個人 1,790,000円 団体 1,790,000円		6か月 7年以内	据置期間経過後 7年以内	連帯保証人あり →無利子 (注2)(注3)
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	大学院、高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	裏面「修学資金貸付限度額(月額)一覧表」のとおり	就学期間中	当該学校卒業後 6か月	据置期間経過後 20年以内 専修学校(一般) 5年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(例:ホームヘルパー、パソコン、栄養士等)	【一般】月額 68,000円 【特別】一括 816,000円 (12月相当) 運転免許 460,000円	知識技能を習得する期間中5年を越えない範囲内	知識技能習得後 1 年	据置期間経過後 20年以内	連帯保証人あり →無利子 (注2)
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月 額 68,000円 運転免許 460,000円 (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以降の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	知識技能を習得する期間中5年を越えない範囲内	知識技能習得後 1 年	据置期間経過後 20年以内	無利子
就職資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のいない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	一 般 110,000円 特 別 340,000円		1 年	据置期間経過後 6年以内	連帯保証人あり →無利子 (注2) ※児童にかかわるものは無利子
医療資金	母子家庭の母又は児童 [※] 父子家庭の父又は児童 [※] 寡婦 ※介護の場合は児童を除く	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】 特 別 340,000円 480,000円 【介護】 500,000円		6か月	据置期間経過後 5年以内	連帯保証人あり →無利子 (注2)
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	・知識技能を習得している間 ・医療若しくは介護を受けている間 ・母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)生活を安定・継続する間(生活安定期間) ・失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	【一般】月額 114,000円 【技能】月額 141,000円 (注)生活安定期間の貸付は、配偶者のないものとなった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額114,000円、合計273万6千円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,368,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができる。	・知識技能を習得する期間中、5年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内		据置期間経過後 技能習得 20年以内 医療又は介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6か月 生活安定貸付 8年以内 失業 5年以内	連帯保証人あり →無利子 (注2)
住宅資金	母子家庭の母子家庭の父 寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 (特別 2,000,000円)		6か月	据置期間経過後 6年以内 (特別7年以内)	連帯保証人あり →無利子 (注2)(注3)
転宅資金	母子家庭の母子家庭の父 寡婦	住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000円		6か月	据置期間経過後 3年以内	連帯保証人あり →無利子 (注2)
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	・小学校 64,300円 ・中学校 81,000円 ・国公立高校等 (自 宅)150,000円 (自宅外)160,000円 ・私立高校 (自 宅)410,000円 (自宅外)420,000円 ・国公立大学・短大等 (自 宅)420,000円 (自宅外)430,000円 ・私立大学・短大等 (自 宅)580,000円 (自宅外)590,000円 ・修業施設等 (自 宅)272,000円 (自宅外)282,000円 ・国公立大学院 380,000円 ・私立大学院 590,000円		当該学校卒業後 6か月	据置期間経過後 20年以内 専修学校(一般) 5年以内	無利子
結婚資金	母子家庭の母子家庭の父 寡婦	母子家庭の母が扶養する児童、父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	330,000円		6か月	据置期間経過後 5年以内	連帯保証人あり →無利子 (注2)

(注1)連納金:年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、その指定日に償還しなかった時は、その翌日から納入した当日までの日数を計算して違約金を請求します。

平成27年3月31日までの滞納分は年10.75%、平成27年4月1日以降滞納分は年5%、令和2年4月1日以降滞納分は年3%。

(注2)連帯保証人なし→有利子(年1.0%)を選択する場合:連帯保証人同等の償還能力があると判断された場合に限られます。

(注3)「事業開始資金」「事業継続資金」「住宅資金」の場合は2名以上の連帯保証人が必要です。